



答 申 第 564号
平成28年4月18日

神戸市長 久 元 喜 造 様

神戸市個人情報保護審議会
会長 西 村 裕 三



答 申

神戸市個人情報保護条例第11条第1項の規定に基づき、平成28年4月11日付け神環事管第5号により諮問のありました下記の事項について、次のとおり答申します。

記

布施畑環境センター搬入管理システムについて
(条例第11条「電子計算機処理の制限」に関して)

- 1 個人が搬入する廃棄物処理にかかる事務において、電子計算機処理により、廃棄物持込み申請者の台帳を管理し承認券を発行することは、申請への迅速かつ正確な対応を可能とするものであり、市民サービス向上に資すると認められるので、妥当である。
- 2 この場合、電子化された個人情報について、個人の権利利益を不当に侵害することのないよう、事務に携わる者への研修を十分に行う等、個人情報の維持管理を適切に行われなければならない。

布施畑環境センター搬入管理システムについて
(条例第 11 条「電子計算機処理の制限」に関して)

【データ項目】

氏名

住所

電話番号

受付日

廃棄物の発生場所

搬入車両情報等